

記者発表資料

令和4年11月11日

教育庁文化財課保存活用班

担当 滑川敦子

電話 022-211-3683

namekawa-at825@pref.miyagi.lg.jp

## 重要文化財（美術工芸品）の指定について

令和4年11月18日、文部科学省文化審議会は、下記の宮城県内有形文化財（美術工芸品）1件を新たに重要文化財として指定するよう、文部科学大臣に答申する予定です。

指定は、答申後に行われる官報告示をもって正式決定となります。

### 記

名称	員数	所有者
多賀城跡出土木簡	450点	宮城県 (宮城県多賀城跡調査研究所・東北歴史博物館保管)

### ◆宮城県内の重要文化財の指定について

- ・有形文化財（古文書・古碑）の指定は「多賀城跡出土漆紙文書」（宮城県所有・令和4年3月22日指定）以来**6件目**となります。
- ・今回の指定により、県内の重要文化財の総数は**66件**となります。

**当該文化財にかかる問い合わせ先**

宮城県多賀城跡調査研究所

022-368-0102

<参考>これまでの重要文化財の種類と件数（令和4年11月11日現在）

種別			件数	
指定	有形文化財	建造物	22(3)	
		美術工芸品	絵画	2
			彫刻	9
			工芸品	11
			書跡・典籍	4(2)
			考古資料	8
			古文書・古碑	5
			歴史資料	4(1)
総計		<b>65(6)</b>		

国指定の有形文化財（重要文化財）の中で特に価値の高いものを国宝に指定しています。

（ ）内は、国宝の件数を内数で示しています。

## 今回指定される美術工芸品の概要

たがじょうあとしゅつどもつかん  
多賀城跡出土木簡

450点

陸奥国の国府である多賀城は、古代東北地方における律令国家の政治的・軍事的拠点であり、平安時代初期までは鎮守府<sup>ちんじゅふ</sup>としても機能した。

昭和45年（1970）から現在までに、8世紀前半から10世紀前半までの木簡<sup>もつかん</sup>が450点出土しており、内容は戸籍<sup>ぬきがき</sup>の抜書や鎮守府に駐屯する兵士に関わるもの、物資運搬の際の荷札など多種多様なものがある。これらによって、多賀城を中心とした律令国家の東北経営の実態を知ることができ、文献史料の少ない東北古代史研究の進展に寄与するものとして、たいへん貴重である。

（奈良～平安時代・8～10世紀）



【画像提供：宮城県多賀城跡調査研究所】